

総務委員会資料

1 所管事務の調査（報告）

(1) 第4庁舎利活用の方向性について

資料1 第4庁舎利活用の方向性について

総務企画局

令和6年5月23日

第4庁舎利活用の方向性について

1. 現状

(1) 概要

- 第4庁舎（延床面積：6,901.26m²、土地面積：2,382.02m²、地上5階・地下1階、平成2(1990)年築）は現在、庁舎として利用。



外観



4階 会議室



地下 文書主管課書庫

- 令和6年7月までは、執務室、会議室、文書主管課の書庫等で使用。その後、令和6年度末まで本庁舎移転関係の什器の仮置き場等として使用する予定だが、令和7年度以降の利活用は未定。

(2) 軸体、設備等の状況

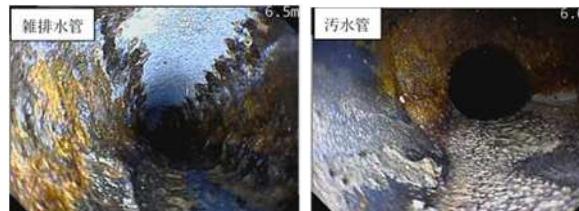
令和4年度に実施した劣化調査委託において、劣化調査や配管調査を実施し、また、構造体の耐用年数の評価を受けるため軸体の検体採取を実施した。

●劣化調査等の結果

竣工から33年が経過しており、一部箇所においては漏水やひび割れ、排水管などの劣化が見られ計画的な改修が必要な状況。なお、軸体自体に著しい劣化は見られず、鉄筋の腐食も見られなかった。



5階体育館の漏水の様子



排水管・汚水管の内部の様子

2. これまでの検討経過

(1) 検討の背景について

- 「本庁舎等建替基本計画」（平成27（2015）年度策定）において、「本庁機能については、本庁舎等建替え後は、新本庁舎と第3庁舎、（中略）川崎御幸ビルに集約」とされ、新本庁舎整備後、第4庁舎については、本庁機能として利用しない方向性が示された。一方で、第3庁舎にあるサーバー室は、本庁舎完成後に順次移転する予定であり、移転後は事務室等で使用するが、移転完了までに最長5年程度要することから、その間、事務室等については代替場所の確保が必要であり、第4庁舎の活用も含めて検討するとされた。

- 「行財政改革第3期プログラム」（令和3（2021）年度策定）における取組の方向性として、「府内利用又は民間活用による、最適な活用方法について検討」するとされた。

- 資産マネジメント第3期実施方針（令和4（2022）年3月、以下「第3期方針」という。）において、本市が保有する施設を有効に活用した取組が必要とされている。

以上を踏まえ、全庁的な利活用調整を実施してきた。

(2) 調整状況

●令和3年8月 庁内利活用希望調査（1回目）

希望する内容について、必要性・緊急性・効率性の観点から検討し、有力となった候補について、行政機能に関する効果の整理等を進めてきたが、整理すべき事項が多岐にわたることから方向性の決定には至らなかった。

●令和5年10月 庁内利活用希望調査（2回目）

長期・短期の活用案について、複数の希望が出てきたので、以下の3つの観点からヒアリングを実施し、活用案の整理を行った。

～検討の観点～

- ・必要性（第4庁舎への機能設置・移転の必要性）
- ・緊急性（設置・移転についてのスケジュール、時間的制約等）
- ・効率性（移転・改修費用に応じた効果等）

第4庁舎利活用の方向性について

3. 活用の方向性

- 第3庁舎サーバー室は、本庁舎完成後に順次移転予定であり、移転完了までに最長5年程度を要する。本庁舎移転後の現サーバー室は文書保管場所として使用予定であるが、移転完了までの間はその代替場所の確保が必要であり、これまで第4庁舎の活用も含めて検討してきた。
- また、利活用希望調査においても、暫定的な活用（短期）の希望も複数でできている。
- 第4庁舎を暫定活用**することで、民間ビルや民間倉庫を借りる際に必要となる**賃借料が削減され、コスト面で効果が期待でき、効率的**である。
- 一方で、**本格活用（長期）**については、各事業の必要性・効率性の検討など、整理すべき事項が多岐にわたり時間を要するため、引き続き検討を行う。



- 当面の間は**暫定活用**（内容は以下①～④が候補）
- 本格活用の内容**については**引き続き検討**

～暫定活用案～

- ①**文書主管課保存文書一時保管・電子化作業スペースの設置**
(所管課：総務企画局行政情報課)
- ②**公文書館保存文書の一時保管場所の設置**
(所管課：総務企画局公文書館)
- ③**戸籍住民サービス課マイナンバーカード担当執務室の設置**
(所管課：市民文化局戸籍住民サービス課)
- ④**選挙物品の保管場所の設置**
(所管課：川崎区役所総務課)

4. 今後の流れとスケジュールについて

●暫定活用

耐荷重の確認などを踏まえたフロアの検討や諸課題を整理し、各所管課と暫定活用に向けた調整を進めていく。

（現時点でのフロア案）

4階	公文書館保存文書一時保管場所
3階	文書主管課保存文書一時保管場所
2階	文書主管課保存文書一時保管・電子化作業スペース
1階	マイナンバーカード担当執務室 選挙物品保管場所(川崎区)

※ 地下及び5階については、施設の劣化状況から今回の用途に適さず、各所管課からも利用の希望がないことから、今回は活用せず、空きスペースの有効活用を今後検討していく。

●本格活用

引き続き、各事業の必要性・効率性の検討など、本格活用に向けた検討を進め、**令和7年度末を目途に方向性を整理**する。

